

「ヒグマ対策技術者育成のための捕獲」実施要領の改訂

【背景】

昨年の実施に当たり、一部のブロックで早々に捕獲上限頭数に達したために出動の機会が全く失われた市町村が発生した。技術者育成の目的が全く達成できず、本事業の運用に支障が生じたため、制度の改善を強く求められていた。よって、本年の実施に当たっては、北海道管理計画の計画期間中の総捕獲数管理の実現に向けた取組（防除の取組、段階判断による問題個体の特定と捕獲 等）を重点的に進めることを前提に、「ヒグマ対策技術者育成のための捕獲」実施要領を改訂することとしたところ。

【主な改正内容】

- 一部地域の上限頭数の上積み
- 必要に応じ、市町村単位ごとの雌雄別の上限頭数を設定。
- 雌雄の一方が上限に達した場合は雌雄とも捕獲中止としたが、雌雄の一方が上限に達して捕獲中止勧告を受けても、他方が上限に達してない場合は他方の捕獲を継続できる（地域区分は除く。）。

※上限を超えた場合は、管理計画の総捕獲数を管理するため「防除の取組の重点的な促進」などの計画期間中の総捕獲数を水準以下に抑制する取組を行う。

本改訂は事業の趣旨・目的である「技術者育成」の機会を確保するためのものであり、実施にあたっては、地域個体群の存続の観点に十分留意し、「北海道ヒグマ管理計画」で定める「計画期間総メス捕獲上限数」を上回らないように管理するとともに、31年度の状況を踏まえ、順応的管理の考え方に基づき、実施状況や今後の在り方等を検証していくものとする。

【実施要領の概要】

対象地域		北海道ヒグマ管理計画の対象地域	
実施方針の策定		保護管理計画の地域区分及び総合振興局・振興局の管轄等を基に実施地域単位を定め、個別に実施期間や区域、捕獲上限頭数、安全の確保等を定める実施方針を毎年策定	
許可基準	市町村申請	申請者	地域単位内かつ実施方針に定める実施区域を含む市町村
		従事者	1件につき2名以上 第一種銃猟免許所持者（原則第一種銃猟狩猟者登録を受けた者）
		捕獲区域	申請市町村の区域内 特に必要がある場合、隣接する市町村の区域を含む
	個人申請	条件	原則本事業の対象とはしない 実施区域内の関係機関合意が得られている場合に限り対象とする
		申請者	地域単位内に居住する第一種銃猟免許所持者（狩猟者登録を受けた者） 所属する猟友会支部長の推薦を受けた者
		捕獲区域	申請者が居住する市町村を含む実施方針を定めた地域単位の実施区域内
猟具	銃器に限る		

許可条件 (法第9条第5項)	<ul style="list-style-type: none"> ・穴狩りは行わないこと。 ・捕獲数が実施方針に定める上限に達し、雌雄の双方又は一方の捕獲中止勧告を受けた場合には、捕獲を中止すること。 <p>なお、<u>雌雄の一方の捕獲中止勧告を受け、他の性別の捕獲を継続した時に、上限に達した性別を捕獲した場合には、捕獲中止勧告を待たずに直ちに捕獲を中止すること。</u></p>
指導事項	<p>親子連れの捕獲は行わないように努めること 複数で出動し、熟練者と経験の浅い者が含まれるよう努めること 事前に入林承認等の手続等を行うこと 事故の防止に万全を期すこと</p>
出動日報	出動日ごとの状況を出動日報に記録し、捕獲期間終了後、速やかに提出
捕獲速報	捕獲者は、ヒグマ捕獲票により直ちに振興局に報告
試料の提出	捕獲者は、試料の提出に協力
捕獲中止勧告	捕獲数が上限に達した場合は、道は捕獲の中止を速やかに勧告

【中止の条件】

	平成 30 年	平成 31 年
市町村		<ul style="list-style-type: none"> ・雌雄どちらかで上限到達 → 上限に達した性別は中止 (継続の場合は他の性別のみ) ・雌雄両方で上限到達 → 中止 <p>※ブロック内の他の市町村は雌雄とも最低1頭の捕獲枠は確保</p>
ブロック	<ul style="list-style-type: none"> ・雌雄どちらか又は両方で上限到達 → ブロック内全てで中止 	<ul style="list-style-type: none"> ・雌雄どちらかで上限到達 → 上限に達した性別は全てで中止 (継続の場合は他の性別のみ) ・雌雄両方で上限到達 → ブロック内全てで中止
地域	<ul style="list-style-type: none"> ・雌雄どちらか又は両方で上限到達 → 地域内全てで中止 	<ul style="list-style-type: none"> ・雌雄どちらかで上限到達 → 地域内全てで中止

〈実績〉

年	実施 日数	許可 人員	実人員		捕獲頭数			捕獲許可数			捕獲実施件数			
			熟練者	初心者	計	雄	雌	計	市町村	個人	計	市町村	個人	
28	147	385	256	96	160	12	11	1	20	18	2	19	17	2
29	134	542	295	147	148	5	3	2	33	31	2	29	27	2
30	148	536	287	126	161	8	7	1	28	25	3	26	23	3